

香川県立ミュージアム香川県文化会館利用許可申請書

年 月 日

香川県立ミュージアム館長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

香川県立ミュージアム香川県文化会館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的	行事等の名称					
	行事等の内容					
県民ギャラリー	利用日	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで	日間	入場予定 人員	1 日	人
	利 用 室	<input type="checkbox"/> 3階展示室 <input type="checkbox"/> 2階展示室 <input type="checkbox"/> 2階通路東 <input type="checkbox"/> 2階通路西				
	時 間 延 長	<input type="checkbox"/> 有 (金曜日 時 分まで) <input type="checkbox"/> 無				
	可 動 壁	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない				
	日 程	展覧会期 準備・撤収				
	仮設物設置の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無				
	設 営 ・ 撤 収 者 名					
芸能ホール・和室	利 用 時	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで		入場予定 人員	1 日	人
	利 用 室	<input type="checkbox"/> 芸能ホール <input type="checkbox"/> 準備又は練習に利用 <input type="checkbox"/> 和室 27畳側 <input type="checkbox"/> 和室 10畳・4.5畳側				
	日 程	開場 時 分 開演(開会) 時 分 閉演(閉会) 時 分				
附属設備、器具等		<input type="checkbox"/> 利用しない <input type="checkbox"/> 利用する (別紙のとおり)				
利 用 責 任 者	住 所					
	氏 名		電話番号	( )	—	
入 場 料	<input type="checkbox"/> 有料 ( ) <input type="checkbox"/> 無料		販売物	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		
備 考						

注 については、該当するものに $\surd$ 印を記入してください。

(別紙)

行事等の名称 ( )

種別	名 称	単位	数 量										
			1 日	午後 5 時以降		利用日							
展示室関係の用具	受付用小机	台											
	展示ケース A	台											
	展示ケース B	台											
	彫 塑 台	台											
	展 示 台	台											
	スポットライト	台											
	会議用机	台											
※ 冷暖房の使用 (展示室)			有 ( 時～ 時) ・ 無										
種別	名 称	単位	数 量										
			月 日 ( )				月 日 ( )						
			午前	午後	夜間	時午後 以降9	午前	午後	夜間	時午後 以降9			
芸能ホール・和室関係の用具	ひな壇 (5枚1組)	組											
	ピンスポットライト	台											
	スポットライト	台											
	フットライト	式											
	演 台 設 備	式											
	赤 毛 せ ん	枚											
	座布団 (舞台用)	枚											
	折りたたみいす	脚											
	会議用机	台											
	ピ ア ノ	式											
	金びょうぶ (大)	双											
	金びょうぶ (小)	双											
	白びょうぶ (大)	双											
	音 響 装 置	式											
	マ イ ク	本											
	毛せん (茶席用)	枚											
座 布 団	枚												
※ 冷暖房の使用 (芸能ホール・和室)			有 ( 時～ 時) ・ 無				有 ( 時～ 時) ・ 無						
※ 電気特別使用		有・無	(電気器具の種別及び定格消費電力)										

- 注 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 午前とは午前9時から正午までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいい、夜間とは、午後6時から午後9時までをいいます。午前・午後・夜間の区分を各1回と数えます。
- 3 午後5時以降 (展示室関係の用具)、午後9時以降 (芸能ホール・和室関係の用具) は30分当たりを1回と数えます。